

ハラスメントの新傾向と実務対応

～いよいよパワハラ法制化！各種ハラスメントについて解説～

□日 時：2020年 2月14日(金) 10:00～16:00 (5H)

□講 師：鳩谷・別城・山浦法律事務所
弁護士 山 浦 美 紀 氏

□会 場：本会関西本部内 専用教室 (下記案内図参照)
大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル内

□主 催：一般社団法人 日本経営協会

□セミナーのねらい

2020年6月よりパワハラ防止策が企業に義務づけられ、セクハラ規制強化も予定されています。パワハラの法制化は事業主への防止対策を取ることを義務づけ、違反した場合には企業名公表もありえます。ハラスメント問題は年々多様化しており、就活ハラスメントや取引先からのハラスメントなど、組織内にとどまらず、職場外においても様々な問題が生じています。企業はこうした問題に適切に対処しなければならず、トラブルに発展した場合には、社会的信用を失う恐れもあります。

本セミナーでは、ハラスメント問題に関して、人事労務担当者や管理者が知っておくべき基本知識と実務上の留意点について法改正を踏まえて解説いたします。また、近年のハラスメント問題の動向に基づき、企業が取るべき予防策や対応策についても裁判例等を交えながら具体的に解説いたします。

この機会に関係各位多数のご参加をお待ち申し上げます。

講師紹介

鳩谷・別城・山浦法律事務所
弁護士 山 浦 美 紀 氏

2000年大阪大学法学部卒業、2001年司法試験合格。2003年弁護士登録(大阪弁護士会)。使用者側労働法務に特化した大阪有数の法律事務所のパートナー弁護士。労使紛争に関する訴訟や交渉を手がけながら、多数の企業において、労務に関する研修講師を担当。大阪大学法学部やロースクールにおいても教鞭をとっている。

(以下共著)

「Q&A 同一労働同一賃金のポイント」新日本法規 令和1年9月、「Q&A 有期契約労働者の無期転換ルール」新日本法規 平成29年11月、「女性社員の労務相談ハンドブック」新日本法規 平成29年11月、「人事労務規程のポイントーモデル条項とトラブル事例ー」新日本法規 平成28年1月。

■ 申込要領 ■

参加料 (1名につき)：

	参加料	消費税	合計
本会会員	30,000円	3,000円	33,000円
一 般	35,000円	3,500円	38,500円

申込方法：

- 裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、FAX等にてお申込みください。
追って、請求書と参加券をご派遣責任者までお送りいたします。
参加料は開催の3営業日前までに必ずお振込みください。
(経理処理の都合等にて遅れる場合にはご一報ください。)
- 領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承ください。
 - 開催3日前までに参加券が届かない場合は、恐れ入りますがご連絡ください。
 - 振込み手数料は貴社(団体)にてご負担ください。

WEBお申込みのご案内

本会ホームページからも、セミナーご参加のお申込みが可能です。お申込みが完了しましたら、ご確認メールをお送りいたします。

WEB お申込み の流れ

- 1 一般社団法人日本経営協会 ホームページ <https://www.noma.or.jp>
- 2 「セミナー／講座」を選択
- 3 「セミナーを探す」よりカテゴリーを選択
- 4 ご希望セミナーを検索
- 5 ご希望セミナー詳細の最後の「WEB申込」からお申込み
- 6 お申込みをいただきますと、確認メールが届きます
- 7 お申込み完了

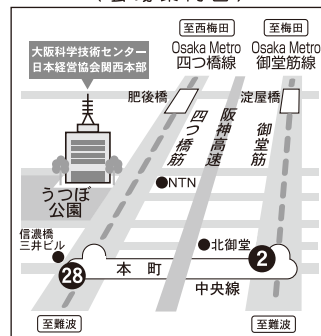
キャンセルについて：

開催日の3営業日前からは受講料(税込)の30%、開催当日は100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までにご連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

その他：

- 教材は当日お渡しいたします。
- ご参加者が定員を超えた場合や(講師と)同業の方からのお申込みはお断りする場合があります。
- 録音・録画・写真撮影はお断りいたします。
- 受講中はパソコンのご使用をお控え願います。
- 参加者が少人数の場合、中止もしくは延期させていただく場合がございます。中止の場合は、ご入金いただいた参加料を全額返金いたします。

＜会場案内図＞



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
- 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分
- なんば方面よりお越しの場合
 - ▶ 四つ橋線「本町」駅下車(28号出口)北へ徒歩5分
 - ▶ 御堂筋線「本町」駅下車(2号出口)西へ徒歩8分

お申込・お問合せ先：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ 担当：重藤

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階 URL <https://www.noma.or.jp/kansai/>

TEL 06(6443)6962 (ダイヤルイン) FAX 06(6441)4319 E-mail ksosaka@noma.or.jp

第1. ハラスメントをめぐる法改正のポイント

- 1. パワハラ対策の法制化
- 2. セクハラ等の防止対策の強化
- 3. カスタマーハラスメントについて

第2. ハラスメント対策のポイント

セクハラ・パワハラ・マタハラ（パタハラ）、
それぞれの特徴と防止対策

第3. セクハラへの実務対応

- 1. セクハラとは
 - (1) 定義
 - (2) どういう行為がダメなのか
 - (3) 誰が保護の対象か
- 2. セクハラが行われた場合のペナルティと
企業がとるべき対応
- 3. セクハラと労災
- 4. 男女均等な採用選考ルール
(主に採用の場面での注意事項)
- 5. LGBT等最近の法改正も踏まえた新たな
セクハラ問題への対応
- 6. セクハラの最新裁判例
- 7. 女性の旧姓使用に関する実務の運用

第4. パワハラへの実務対応

- 1. パワハラとは
- 2. 違法性の判断基準
 - ー 業務指導とパワハラの違いはどこかー
- 3. パワハラが行われた場合のペナルティと
企業がとるべき対応
- 4. パワハラと労災
- 5. パワハラの最新裁判例

第5. マタハラ・パタハラへの実務対応

- 1. マタハラ・パタハラとは
- 2. 育児介護休業法の改正対応
- 3. マタハラ・パタハラの最新裁判例

※出張研修も承っております。裏面のお申込先までお問い合わせ下さい。

(7)

FAX (06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部企画研修グループ（重藤）宛

NOMA		「ハラスメントの新傾向と実務対応」参加申込書（14179）		2020. 2/14 33, 000/38, 500	
(フリガナ) 会社名： 団体名		TEL () — FAX () —		ご派遣責任者：	
(フリガナ) 所在地：		(〒)		所属・役職：	
参 加 者 氏 名		所 属 ・ 役 職 名		経験年数	
(フリガナ)				年	
(フリガナ)				年	
(フリガナ)				年	
※Eメールで本会セミナー情報をご案内いたしますので、アドレスをご記入ください。		【 】		ご請求先（ご担当） (ご所属)	